

○播州倉庫株式会社倉庫寄託約款

(令和八年国土交通省告示第二百三十七号に依る)

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条—第十四条）
- 第三章 証券及び在庫証明書（第十五条—第十九条）
- 第四章 受寄物の保管（第二十条—第二十七条）
- 第五章 受寄物の出庫（第二十八条—第三十二条）
- 第六章 引取りのない受寄物の処置（第三十三条—第三十六条）
- 第七章 受寄物の損害保険（第三十七条—第四十一条）
- 第八章 受寄物の損害賠償（第四十二条—第五十二条）
- 第九章 保管料、荷役料、手数料等（第五十三条—第五十六条）
- 特約条項（第一条—第十一条）

第一章 総則

(本約款の適用)

第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

第二条 当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

2 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

(庫入、庫出その他の作業)

第三条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当社が行う。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。

(附帯業務等)

第四条 当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

2 当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

(書面による意思表示)

第五条 当会社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者又は証券所持人に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。